

北方交番



9月

秋の交通安全県民運動

9月21日(土)から9月30日(月)まで
秋の交通安全運動が展開されます。

「岡山県の重点目標」

- ① 歩行者優先の徹底
- ② 運転中のスマホ等使用禁止
- ③ スピードダウン励行
- ④ 自転車の安全な利用、ヘルメットの着用促進



全国的に、秋は夕暮れ時から夜間にかけて車と歩行者との事故が多いです。

ドライバーは、早めのライト点灯やハイビームの活用を、歩行者は夜光反射材等を活用しましょう。

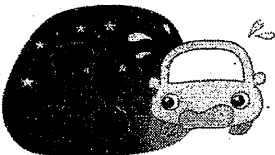
また、昨年から自動車乗車時のヘルメット着用が努力義務となつています。ヘルメット非着用時の致死率は、着用時の3.5倍

であり、死者の損傷部位の4割が頭部です。

ヘルメットの重要性を理解し、自転車運転時は必ず着用しましょう。

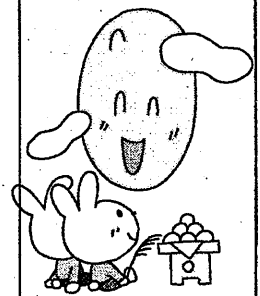
○ スローガン

交通ルール 守って笑顔 晴れの国



発行所

岡山西警察署
北方交番
254-0110



警察相談窓口の活用

県内各署で、警察安全相談窓口を設けています。

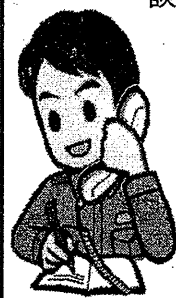
事件・事故でお困りの時、命に関わる事案、財産に関わる事案、緊急を要しない相談など多岐にわたってご相談いただけます。

電話や来訪等、相談の方法は問いません。

9月11日は、「警察相談の日」
急を要しない相談については警察相談専用電話

「#9110」
に架けることで警察安全相談窓口へつながります！

是非、相談をしてください。



ちよとひとこと

作：末田信弘

今回は、いわゆる「電動キックボード等」について、簡単に説明するわね!

まず、これには「特定」と「特例特定」2種類の「小型原動機付自転車」があるの。

特定小型原動機付自転車
 長さ190cm以下、幅60cm以下
 定格出力0.6kw以下
 最高速度20km/h以下(※1)
 オート機構(ギヤ切替無し)
 最高速度表示灯「点灯」(※2)
 ●高16歳以上、可能(免許不要)
 ●ヘルメット着用努力義務

特例特定小型原動機付自転車
 特定小型原動機付自転車の性能のうち、
 (※1)が最高速度6km/h以下
 (※2)が最高速度表示灯「点滅」になります。

特例特定小型原動機付自転車は、左の標識や道路標示のある歩道を通行できるのよ!

詳しい規則などについては、岡山県警察ホームページ「特定小型原動機付自転車Q&A」にアクセスしてね!



「急ぐほど 慌てず正しく 110番」「急がない 相談事は #9110」